

第1章 ものづくり産業の振興に係る施策

第1節 研究開発

1. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

試験研究費の金額に応じて税額控除を認める制度（中小企業等は「中小企業技術基盤強化税制」）。試験研究費の増加割合に応じた税額控除率を適用するとともに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の金額に係る税額控除制度、試験研究費の金額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率、控除上限の上乗せ措置等を引き続き講じた。

2. ものづくり基盤技術の開発支援

(22) CO₂等を用いたプラスチック原料製造技術開発（グリーンイノベーション基金の内数：上限1,540.3億円）

素材産業におけるカーボンニュートラル実現に向けては、プラスチック原料など化学品製造時のCO₂排出削減を目指し、燃料転換・原料転換に取り組が重要である。熱源のカーボンフリー化によるナフサ分解炉の高度化技術や、廃プラ・廃ゴム、CO₂、アルコール類等からの化学品製造技術の開発を実施した。

(23) 製鉄プロセスにおける水素活用（グリーンイノベーション基金の内数：上限4,499億円）

鉄鋼は、カーボンニュートラル社会においても、自動車や各インフラ等で大きな需要が見込まれているが、製造過程でCO₂を多く排出することが課題である。製鉄プロセスにおけるカーボンニュートラルの実現に向け、現在普及している高炉法を活かした、水素の大量吹き込みによる大規模な高炉水素還元技術や高炉排ガスに含まれるCO₂の還元材等への利活用技術等の開発を行った。また、電炉法における低品位鉄鉱石の活用を見据え、直接水素還元炉の技術開発や電炉における不純物濃度の制御技術等の開発を実施した。

(24) CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発（グリーンイノベーション基金の内数：上限566.4億円）

製造プロセスでCO₂を用いたコンクリートの普及については、用途拡大・低コスト化が課題である。このため、CO₂を原料として利用しCO₂排出削減・固定量を最大化するコンクリートの開発、より低コストな製造・現場施工技術の開発、コンクリート内CO₂量の評価、品質管理の手法確立及び標準化等に取り組んでいる。また、セメント分野におけるカーボンニュートラル実現のためには製造時に

必然的に発生するCO2への対策が不可欠である。このため、原料の石灰石から発生するCO2を回収する製造プロセスの開発及び回収したCO2の炭酸塩化に係る研究開発を推進している。

(25) 次世代蓄電池・次世代モーターの開発（グリーンイノベーション基金の内数：上限1,510億円）

自動車の利用段階のCO2排出量削減に向けては、電動化が不可欠である。その課題として、電動パワートレインの容量／重量から、車両の積載能力低下、航続距離制約が生じ、結果として、軽自動車や大型車など、電動化が難しいモビリティ領域が存在することに加えて、希少資源を多く用いるほか、リサイクルシステムが未確立、製造時GHG排出が多い、といったサプライチェーン強靱化やサステナビリティの観点からの課題もある。このため、蓄電池・モーターについて、自動車分野における脱炭素化と産業競争力強化の実現を目指し、高性能化、省資源化、リサイクル／製造時GHG排出削減のための研究開発を推進している。

(26) 電動車等省エネ化のための車載コンピューティング・シミュレーション技術の開発（グリーンイノベーション基金の内数：上限420億円）

自動車の利用段階のCO2排出量削減に向け、交通渋滞やその原因となる事故の防止につながる自動運転の社会実装が期待される一方で、自動運転に必要な車載コンピューティングは膨大な電力を必要とし、電動車の航続時間・距離に影響を与える可能性がある。そこで、特に消費電力に影響する自動運転ソフトウェア、センサーシステムの省エネ化の研究開発を実施した。同時に、電動化・自動化で開発体制の転換が求められるサプライチェーン全体の競争力強化のため、自動化に対応した電動車全体の標準的シミュレーションモデルの開発を推進している。

(27) スマートモビリティ社会の構築（グリーンイノベーション基金の内数：上限1,148.1億円）

運輸部門のカーボンニュートラル実現に向け、商用電動車の普及に加え、エネルギーマネジメントや運行管理の最適化を図るため、様々な業態における商用電動車の走行データや外部環境データと連携し、充電・充電インフラの適正配置やGHG排出量の可視化・最小化を目指したシミュレーション技術の開発を推進している。

(28) 次世代デジタルインフラの構築（グリーンイノベーション基金の内数：上限1,901.2億円）

カーボンニュートラルの実現には自動車や鉄道など様々な電気機器に使用されるパワー半導体及びデータ量増加に伴うデータセンターの省エネ化が不可欠である。パワー半導体について、次世代パワー半導体（SiC、GaN等）による50%以

上の損失低減と、社会実装を促進するための低コスト化を目指した開発を推進している。また、データセンターのサーバ内等の電気配線を光配線化する革新的な光電融合技術により、データ集約拠点であるデータセンターの40%以上の大幅な省エネ化を目指した開発を推進している。加えて、ハードウェア、ソフトウェア、システムベンダー、ユーザー等の多様な企業が参画したIoTセンシングプラットフォームを構築し、これを基盤としたエッジコンピューティングにより、IoTセンシングデータの処理に必要な電力を40%削減することを目指した開発を推進している。

(29) 次世代航空機の開発（グリーンイノベーション基金の内数：上限 516.8 億円）

航空分野における脱炭素化の要請に基づくグリーン技術へのシフトを我が国航空機産業の競争力の飛躍的な強化につなげることを目的として、①水素燃料貯蔵タンクや水素エンジン燃焼器、水素燃料供給システム等の研究開発、②主要構造部材の飛躍的な軽量化に寄与する成型技術や複雑形状化技術の研究開発、③液体水素燃料を用いた燃料電池電動推進システムの研究開発、④電力制御等の航空機電動化に係る研究開発を推進している。

(30) バイオものづくり技術による CO2 を直接原料としたカーボンリサイクルの推進
（グリーンイノベーション基金の内数：上限 1,790.1 億円）

水素酸化細菌等、CO2 を直接原料とするバイオものづくりを念頭に、①微生物等設計プラットフォーム技術の高度化、②微生物等の開発・改良、③微生物等による製造技術の開発・実証等を推進している。これらの事業を通じて、有用微生物開発期間を事業開始年度比 10 分の 1 に短縮、CO2 を原料に物質生産可能な商用株を開発、製品の製造コストを代替製品の 1.2 倍以下へと低減することを目指した開発を推進している。

(31) 製造分野における熱プロセスの脱炭素化（グリーンイノベーション基金の内数：上限 325.1 億円）

金属を取り扱う製造分野の熱プロセスの脱炭素化に向けて、工業炉の脱炭素化が不可欠である。燃焼炉は、燃焼時に CO2 を排出しないアンモニア、水素といった非化石燃料の活用が有望だが、燃焼の安定性、NOx 低減といった燃焼技術に加えて、金属製品や炉材へ及ぼす影響等の解明が必要である。また、電気炉は、燃焼炉から転換する際、特別高圧電力の契約及び受電設備の設置が必要となり、敷地の制約等から中小企業を中心に導入が困難となる可能性がある。2024 年度は共通基盤技術の開発を推進するとともに、アンモニア及び水素燃焼工業炉に必要な各々の燃焼技術の確立、電気炉の受電設備容量等の低減・高効率化に関する技術の確立に取り組んでいる。

4. 提案公募型の技術開発支援

(3) **ディープテック・スタートアップ支援事業**（ディープテック・スタートアップ支援基金の内数：1,000億41百万円）

事業化に時間や規模の大きな資金を要するディープテック・スタートアップの事業成長を後押しするため、実用化に向けた研究開発、量産化や海外展開のための技術実証に係る支援を行うとともに、政府の抱える課題を元に設定したテーマに沿った研究開発事業を段階的に支援を行った。

(4) **中小企業等事業再構築促進事業**（中小企業等事業再構築促進基金：2兆3,769億円の内数）

中小企業等による事業・業種転換等といった思い切った事業再構築の取組を支援した。

第2節 産業振興

1. 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) **電動車普及目標・長期ゴール**

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めている。自動車については、2030年代前半までに商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標を掲げている。

(2) **環境性能に優れた自動車に対する自動車関係諸税**

2023年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、半導体不足等の状況を踏まえ、制度を2023年12月末まで維持した上で、電動車の一層の普及促進を図る観点から、2024年1月からは、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げ、適用期限を3年延長することとなった（2026年4月末まで）。自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、半導体不足等の状況を踏まえ、税率区分を2023年12月末まで維持することとなった。その上で、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるとともに、次回の見直しは2025年度末とされた。自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長することとなった。

2. 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

(2) インフラシステム海外展開

経協インフラ戦略会議を開催し、従来のインフラの概念を超えた領域を含むインフラシステムの今後の海外展開の方向性を示すため、「インフラシステム海外展開戦略 2025」を見直し、2030 年を見据えた「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定した。同戦略では、具体的な施策として、①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、③GX・DX 等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応を柱に掲げ、2030 年に 45 兆円のインフラシステムの受注額を目指すことが盛り込まれた。

また、グローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国と相手国双方が裨益するビジネスを展開していくため、グローバルサウス未来志向型共創等事業において、GX・DX 分野を中心に共創案件の形成を支援した。

4. 知的財産の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

2004 年 8 月に経済産業省に設置され、2020 年 4 月に特許庁へ移管された政府模倣品・海賊版対策総合窓口（一元的相談窓口）において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を受け付け、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

(2) 知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の見える化の促進に資するため、「知的資産経営 WEEK2024」の開催を支援し、知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

(3) 営業秘密に関する取組

① 営業秘密に関する普及啓発

官民の実務者間において、企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」を2024年6月に開催するとともに、営業秘密関連のセミナーやイベント等に関する情報を掲載した営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」を毎月配信している。また、秘密管理の意義・必要性、漏えい対策のポイントについて、HPでの資料公表、講演・セミナー等で周知・啓発活動を引き続き行った。さらに、従業員向けのわかりやすい啓発資料の作成が要望されていたことを踏ま

え、従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」の作成を行い、同年6月に公表した。なお、本パンフレットについては、昨今の外国人労働者数の増加等も踏まえ、英語版についても作成を行い、同年11月に公表している。加えて、グローバル化により海外進出する日系企業が増加する中で、海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットに据えて、現地専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業等アウトリーチ事業」を2019年度から実施しており、2024年度は、中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインドにおいて個別支援を実施した。また、米国における現地法制度の状況等に焦点を当て、営業秘密に関する米国法制度の概要をまとめた調査報告書を作成した。

②営業秘密管理指針の改訂

営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」の改訂版を2025年3月に公表した。前回の改訂から約6年が経過しており、その間の働く環境の変化（テレワークの普及、雇用の流動化）や情報管理方法の変化（クラウド利用の普及）等を踏まえた記載内容の整理・拡充、技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の整理・追加を行った。

(4) 知財権情報の活用に関する支援

①特許情報の提供

特許情報を活用した効率的な先行技術調査や技術開発等を促進するため、インターネット上の無料サービス「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、国内外で発行された約1億8,000万件の特許、実用新案、意匠及び商標の公報並びに審査関連情報を提供している。審査関連情報については、「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会」を通じて、世界各国の特許出願に関する情報を一括把握することが可能である。2024年度には、J-PlatPatにおいて、意匠・商標の検索結果件数の拡充、検索履歴を使った検索機能の追加、特実検索結果ランキング機能の強化等の改良を実施した。また、「外国特許情報サービス（FOPISE）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供している。

(5) 権利化に対する支援

①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、原則として、全ての中小企業を対象として、特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料）を2分の1に軽減・支援する措置を講じている。

また、スタートアップ企業・小規模企業を対象として、一定の要件を満たした場合に特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、PCT国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料）を3分の1に軽減・支援する措置を講じている。なお、中小企業による2023年度の軽減措置の利用件数は101,429件（うち、「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）」の認定中小企業については、現行制度下での活用実績を計上。）であった。

②早期権利化に対する支援

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、一定の要件を満たす特許出願について、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く行う早期審査・早期審理を継続して実施した。加えて、地震により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の適用される地域（東京都を除く）に住所又は居所を有する被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。さらに、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるスタートアップによる戦略的な特許権の取得をサポートすべく、「スタートアップ対応面接活用早期審査」及び「スタートアップ対応スーパー早期審査」を2018年7月より開始した。2024年度は、早期審査の申請件数が21,798件あった。

③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013年4月から「事業戦略対応まとめ審査」を開始し、2022年7月にはユーザーがより活用しやすいように運用を見直しガイドラインを改訂した。「事業戦略対応まとめ審査」は、新規の事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、事業説明を受けた上で、分野横断的に一括して審査

を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

また、様々な技術分野における AI 関連発明の出願に対応するため、特許庁では、「AI 審査支援チーム」を通じて、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携している。AI 審査支援チームは各技術分野に配置された 39 名の「AI 担当官」から構成され、最新の AI 関連技術に関する各技術分野における審査の事例を蓄積・共有し、AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備している。2024 年 4 月には外部有識者「AI アドバイザー」を新設し、特許審査官向けの技術研修や質問対応を実施して、最新の AI 技術に関する審査官の知見向上を図った。

(6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

③イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

国内で自ら行った研究開発から創出された知的財産（特許権、AI 関連のプログラムの著作物）由来の所得（ライセンス所得、譲渡所得）について、30%の所得控除を認める制度。2025 年 4 月 1 日の施行に向け、手続き等の運用の枠組みを整備するため、経済産業省令等を制定するとともに、企業が積極的に本制度を活用できるよう、本制度の詳細を解説したガイドラインを策定し公表した。

(7) 技術情報の管理に関する取組

「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）」に基づき、自社の持つ技術情報やノウハウ等の管理体制について、事業者が、国が認定した認証機関から認証を受けられることできる「技術情報管理認証制度」により、事業者の情報セキュリティ対策を促進した（2025年4月時点で認証機関を8機関認定）。2024年度は、認証を取得するための基準の改正を行った。また、主に中小企業を対象に、技術情報管理体制の構築に向けた支援等を行う専門家の派遣事業を実施した。

5. 戦略的な標準化・認証の推進

(3) 世界に通用する認証基盤の強化

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、試験・評価の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016年4月より運用を開始し、2024年度には、全固体電池など次世代蓄電池の試験を安全に行うことができる新たな試験・評価施設の運用を開始した。2024年度においては、パワーコンデ

イショナで60件、蓄電池で42件の試験・評価を実施した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準の開発を行った。

(4) アジア諸国等との協力関係強化

我が国企業のアジア諸国での事業展開及びアジア市場の獲得を促進するため、我が国企業が強みを持つ製品や技術が適正に評価される性能評価方法等の国際標準の普及等を目的としたワークショップをASEAN加盟国向けに開催した。具体的には、2024年度においては、水効率ラベリングプログラムに関する規格についてワークショップを開催した。

(5) 標準化人材の育成・確保

②標準化資格制度の実施

(一財)日本規格協会において、標準化や規格開発に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」(2017年6月創設)を通じて標準化人材の活用を促進している。規格開発エキスパート281名、規格開発エキスパート補44名を登録(2025年3月末時点)。

③大学等における標準化教育の推進

標準化に関する講義への活用のために開発した教材の公開を継続するとともに、講師として職員を大学等へ派遣し、標準化講義を実施した。さらに、大学の履修科目への標準化講義の組み込みや公開セミナー開催を促進するため、大学における標準化教育の手法について検討を行った。

第3節 中堅・中小企業支援

1. 取引条件の改善

(1) 下請等中小企業の取引条件の改善

「未来志向型の取引慣行に向けて」(2016年9月)の公表以降、中小企業庁では、取引適正化に向けた重点5課題(①価格決定方法の適正化、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)を設定し、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けた取組を行ってきた。

①パートナーシップ構築宣言の推進

サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大のための周知等を行うとともに、宣言の実効性向上に向けて、宣言

の取組状況に関する調査を行い、宣言企業に対して調査結果のフィードバックを行うとともに、調査結果を2025年2月に開催した「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」に報告した。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的として2025年3月に「第3回パートナーシップ構築シンポジウム」を開催し、新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介を行った。

(2) 賃上げのための価格転嫁対策

原材料価格やエネルギー価格が高騰している中、雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備するためにも、サプライチェーン全体でコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備することが重要である。具体的な価格転嫁対策として、①「価格交渉促進月間」による取組、②下請Gメンや自主行動計画等による取組等を実施した。また、更なる取引適正化の推進のため、公正取引委員会と連携して、協議に応じない一方的な価格決定の禁止などを盛り込んだ下請法改正法案を閣議決定し、国会に提出した。

②下請Gメンや自主行動計画等による取組

(イ) 下請中小企業振興法の「振興基準」改正

「下請中小企業振興法」の「振興基準」は、同法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。令和6年11月以降手形等の支払サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払いを下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法とする。）の行政指導の対象とする基準の見直しを踏まえ、下請取引の現場において、支払条件の改善を推進するため、2024年11月に振興基準を改正した。

2. 中小企業の経営の革新及び創業促進、事業承継・引継ぎ支援

(1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①新事業活動促進資金（財政投融資）

「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業に取り組む事業者等に対して、(株)日本政策金融公庫による融資を実施した。

②「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」の特例

「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協会において、「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①新規開業・スタートアップ支援資金（財政投融資）

(株)日本政策金融公庫が、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方に対して、融資を実施した。

②創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから 創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。また、起業・創業 の促進を目的に、経営者保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度としてスタートアップ創出促進保証制度を創設し、引き続き支援を実施した。

④エンジェル税制

スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対しての税制上の優遇措置であり、2025年度税制改正において、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、再投資期間が、株式譲渡益が発生した年の翌年末まで延長した。

⑤オープンイノベーション促進税制

事業会社がスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業に新規出資する際に株式を一定額以上取得する場合や、スタートアップの成長に資するM&Aを行う際に発行済株式を取得する場合に、その株式の取得価額の25%が所得控除される措置を引き続き講じた。

(4) 事業承継・引継ぎ支援

③法人版事業承継税制（特例措置）

2018年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの10年間限定で、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を100%猶予・免除する特例措置を創設した。2025年度税制改正において、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任要件を特例期間に限り事実上撤廃した。

④個人版事業承継税制

2019年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年からの10年間限定で、事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税を100%猶予・免除する制度を創設した。2025年度税制改正において、「事業承継税制が適用されるためには、事業用資産の贈与日に後継者が事業従事後3年以上経過している必要がある」という事業従事要件を特例期間に限り事実上撤廃した。

(5) 中小企業の海外展開支援

①新規輸出1万者支援プログラム

経済産業省、中小企業庁、（独）日本貿易振興機構及び（独）中小企業基盤整備機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等と協力して新たに輸出に取り組む中堅・中小企業の掘り起こし、個々の事業者が抱える課題に応じて専門家による伴走支援、海外ECや見本市への出展支援などを実施した。

②海外展開・事業再編資金（財政投融资）

（株）日本政策金融公庫を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するための融資及び中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施した。

4. 中小企業のものづくり基盤技術強化

(3) 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対して、税制面の後押しや日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。また、経営力向上計画の電子申請の普及に努めた。

(4) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が、機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置について、2025年度税制改正において適用期限を2026年度末まで2年間延長した。

(5) 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置について、2025年度税制改正において適用期限を2026年度末まで2年間延長した。また、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ策定などを要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上にかかる設備投資に伴う建物を対象設備に追加した。

(6) 固定資産税の特例（中小企業等経営強化法による支援）

2025年度税制改正において、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長し、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間課税標準を1/2に軽減、賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間課税標準を1/4に軽減することとした。

5. 中堅企業の成長促進

(2) 中堅・中小グループ化税制

2024年度税制改正において、成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、既存の中小企業事業再編投資損失準備金制度について中堅企業を対象に追加し、複数回のM&Aを行う場合の積立率を最大100%に拡大するとともに、据置期間を10年に大幅に長期化した。2024年9月より、改正産業競争力強化法が施行され、中堅・中小グループ化税制を活用する際に必要な特別事業再編計画の申請受付を開始した。

第2章 ものづくり産業における人材育成に係る施策

第1節 人材確保と雇用の安定

1. 人材確保の支援

(1) ハローワークにおけるきめ細かなマッチング支援

ハローワークにおいては、分かりやすい求人票の作成に向けた助言・指導や、企業説明会・就職面接会の開催に取り組む等のきめ細かなマッチング支援を行っている。

3. 労働力需給調整機能の強化

(1) 求人関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受け付けた求人の情報提供を引き続き実施している。

5. 年齢に関わりなく働ける社会の実現

(1) 高齢者雇用の促進

① 高齢者の雇用・就業機会を確保する措置の促進

65歳までの雇用を確保する制度を導入する義務及び70歳までの就業機会を確保する制度を導入する努力義務を定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」に基づき、事業主に対して、ハローワークによる啓発・指導等を実施した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1. 労使の協働による学び・学び直しの促進

企業・労働者双方の持続的成長に向けて、企業内の職業訓練の強化を図るとともに、労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを促進するために、企業・労働者が協働して取り組むべき事項や公的な支援策を体系的にまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を、労使双方の代表が参画する労働政策審議会人材開発分科会での議論を経て2022年6月に策定した。さらに、特設サイトのコンテンツの拡充やシンポジウムの開催等により、学び・学び直しの気運の醸成や企業の人的投資の促進、公的支援策の活用勧奨に取り組んでいる。

2. ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進

（4）地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定促進

2022年3月に改正された「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」により、都道府県労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施機関など地域の関係者による都道府県単位の協議会が法定化され、同年10月から施行された。同協議会においては、各地域における人材ニーズについて議論するほか、前年度の各分野における公的職業訓練実施状況を分析し、これら協議内容や分析等を踏まえ、地域の実情に応じた職業訓練実施計画を策定している。また、協議会の下に設置されたワーキンググループを活用し、訓練修了生や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善に取り組んでいる。

（5）職業訓練の質の向上

民間教育訓練機関の提供する職業訓練サービスの質の確保・向上を図るため、厚生労働省では、2011年12月に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定し、PDCAサイクルを活用することによる職業訓練サービスの質の向上の取組を進めている。2014年度よりガイドライン研修を実施しており、公的職業訓練のうち委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定に当たっては、ガイドライン研修の受講を要件化している。

3. 事業主が行う職業能力開発の推進

（3）キャリアコンサルティングの普及促進

キャリアコンサルティングを行う専門職として、2016年4月に「キャリアコンサルタント」が国家資格化された。5年ごとの更新講習の受講の義務や、守秘義務、信用失墜行為の禁止等の規定も設けられたことにより、知識・技能の質の担保が図られている。キャリアコンサルタントは、キャリア形成支援の社会インフラとして、活動の機会が広がっており、その登録者数は、2025年3月末現在、79,561人に上っている。キャリアコンサルタントに係る試験は、厚生労働大臣の登録を受けた試験機関が行うキャリアコンサルタント試験のほか、キャリアコンサルティング職種の技能検定（1級、2級）が実施されている。

また、労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みである「セルフ・キャリアドック」について、キャリア形成・リスキリング支援センターによる周知や勧奨、相談・研修等の実施を通じて、企業への導入及び取組定着の支援を行った。

4. 労働者の主体的な職業能力開発のための環境整備

(2) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、2008年に創設され、2015年には、「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」において、職務経歴等記録書として位置付けられた。個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するための「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を持つツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援と併せ、個人のキャリア形成や多様な人材の円滑な就職促進に役立てられている（2024年3月末時点のジョブ・カードの作成者数は、累積で約361万人）。

5. 外国人材の育成

(2) JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び（独）国際協力機構（JICA）と連携し、開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用し、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営や技能人材の育成のためのシステム整備等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入れに対する協力等を行った。

(3) 外国人技能実習制度の適正な実施及び育成就労制度の創設

外国人技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を通じた国際協力の推進を目的に、1993年に創設されたものである。2017年11月1日に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が全面施行され、同法に基づいて設立された外国人技能実習機構では、制度の適正な実施及び技能実習生の保護のため、監理団体及び実習実施者に対する指導等や技能実習生に対する母国語相談等の支援を実施している。

2024年2月9日に、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書（2023年11月30日）を踏まえた政府方針（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について）を「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定し、第213回国会において、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設する「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」が2024年6月14日に成立、同月21日に公布された。

2027年4月1日を予定している改正法の施行に向けては、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下で「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及

び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催することが2024年12月に決定された。当該有識者会議において特定技能制度及び育成就労制度の基本方針についての議論が行われ、2025年3月11日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」が閣議及び「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

2. 「ものづくり立国」の推進

(1) 各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会

(ア) 技能五輪国際大会

青年技能者（原則22歳以下）を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会である。1950年に第1回大会が開催され、1973年から原則2年に1度開催されており、我が国は1962年の第11回大会から参加している。

直近では、2024年9月にフランス・リヨンで「第47回技能五輪国際大会（リヨン大会）」が開催された。

日本選手団は、47職種の競技に参加した結果、「産業機械」や「自動車板金」などの5職種で金メダルを獲得したほか、銀メダル5個、銅メダル4個、敢闘賞21個を獲得し、金メダルの国別獲得数では世界5位の成績を収めた。次回の第48回大会は、2026年9月に中国・上海での開催が予定されている。

また、2028年11月の第49回大会は、日本（愛知県）での開催が決定している。我が国では、1970年の東京大会、1985年の大阪大会、2007年の静岡大会に続き、国際大会の開催は4回目となる。

(イ) 技能五輪全国大会

国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重の気運醸成を図ることを目的として実施する大会であり、1963年から毎年実施している。

直近では、2024年11月に愛知県の愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を主会場として第62回技能五輪全国大会を開催し、全41職種の競技に全国から976人の選手が参加した。次回は2025年10月に愛知県での開催を予定している。

(ウ) 全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）

障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会であり、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催している。なお、「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY・能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語である。

全国アビリンピックは、1972年から、おおむね4年に1度開催される国際アビリンピックの開催年を除き、毎年開催されている。

直近では、2024年11月に、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構により愛知県で第44回大会が開催された。398人の選手が参加して、「家具」、「義肢」、「縫製」などのものづくり技能を含む25の種目について競技が行われた。

(エ) 国際アビリンピック

障害のある人々が職業技能を競い合うことにより、障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに、事業主や社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的として開催されている。国連で定めた「国際障害者年」である1981年に日本・東京で第1回大会が開催されて以来、おおむね4年に1度開催されており、直近では第10回大会が2023年3月にフランス・メッスで開催され、日本選手は、「歯科技工種目」で金賞を獲得し、銀賞4個、銅賞3個、特別賞1個の成績を収めた。

(オ) 若年者ものづくり競技大会

職業能力開発施設、工業高等学校等において技能を習得中の若年者（原則20歳以下）で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、こうした若年者に努力目標を与え、技能向上及び就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会である。

直近では、2024年7月、8月に群馬県のGメッセ群馬を主会場として第19回若年者ものづくり競技大会を開催し、全15職種の競技に全国から354人の選手が参加した。次回大会は2025年8月に香川県での開催を予定している。

(カ) 技能グランプリ

特に優れた技能を有する1級技能士などを対象に、技能競技を通じ、技能の一層の向上を図るとともに、その熟練した技能を広く国民に披露することにより、その地位の向上と技能尊重の気運の醸成を図ることを目的として実施する大会である。

1981年度から実施しており、2002年度からは原則2年に1度開催している。直近では、2024年2月に、福岡県の西日本総合展示場を主会場として第32回技能グランプリを開催し、全30職種の競技に全国から379人の選手が参加した。

次回大会は2026年2月、3月に大阪府での開催を予定している。

3. 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業を含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善や労働者の安全と健康の確保に向けた対応のほか、解雇等の事案にも適切に対応した。

第3章 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に係る施策

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1. 初等中等教育において講じた施策

(1) 全国産業教育フェアの開催

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示等を行う全国産業教育フェアを2024年10月26日及び27日に栃木県において開催した。

(4) 教員研修の実施

職業に関する教科の教員等を対象とした研修を実施した。

2. 専修学校教育において講じた施策

(2) 「職業実践専門課程」の認定

2014年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施（認定学校数：1,123校、認定学科数：3,212学科（2025年3月24日現在））

(3) 「キャリア形成促進プログラム」の認定

2018年度から、専修学校における、社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的な短期プログラムを「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を創設（認定学校数：17校、認定課程数：22課程（2024年12月20日現在））

4. 大学教育において講じた施策

(1) 職業実践力育成プログラム（BP）

社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定する制度を実施（認定課程数：463課程（2025年4月現在））

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

1. 一般市民や若年層に対する普及啓発

(1) 日本科学未来館での取組

2024年度は、「刀剣乱舞で学ぶ 日本刀と未来展 - 刀剣男士のひみつ -」（会期：2024年7月10日～10月14日）、「パリ・ノートルダム大聖堂展 タブレットを手に巡る時空の旅」（会期：2024年11月6日～2025年2月24日）、「チ。ー地球の運動についてー地球（いわ）が動く」（会期：2025年3月14日～6月1日）と、多様なテーマをもとに科学技術に関するトピックも扱う特別展を、年度を通して複数開催した。

また常設展示においては、「量子コンピュータ・ディスコ」「未読の宇宙」の、探究・STEAM教育にも資する2つの新しい展示を制作し、2025年4月23日より公開した。いずれの展示も、未来に向けた壮大な研究開発の最前線を楽しみながら体験できる内容となる。

第4章 災害等からの復旧・復興、強靱化にかかる施策

第1節 東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

②被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」を引き続き実施した。

第3節 令和2年7月豪雨に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 災害からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①令和2年7月豪雨特別貸付（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫が、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。「令和2年7月豪雨特別貸付」の運用開始後、2025年3月末までの貸付実績は、約279件、約39億円となった。

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充（政策金融））

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の金利の引下げを実施した（令和2年7月豪雨型の2025年3月末時点の実績は、13件、0.6億円）。

第5節 新型コロナウイルス感染症に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業況悪化からの再建・再生に向けた資金繰り支援

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充（政策金融））

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した（新型コロナウイルス型の2025年3月末時点の実績は、80,312件、4,438.7億円）。

第6節 原材料価格・エネルギー価格高騰等に係るものづくり基盤技術

振興対策

1. サプライチェーンの強靱化に向けた取組

(2) 中小企業等事業再構築促進事業（サプライチェーン強靱化枠）（中小企業等事業再構築促進基金：2兆3,769億円の内数）

海外で製造等する製品の国内回帰や地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠な製品の生産により、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する中小企業等の取組を支援した。

3. エネルギー・原材料の安定供給対策

(2) 半導体サプライチェーン協力枠組みの構築

国内半導体の安定供給確保を図るための取組を行うと同時に、半導体のサプライチェーン 強靱化・研究開発には、同盟国や有志国・地域で連携して取り組むことが不可欠である。2022年5月4日、日米間での「半導体協力基本原則」の合意を始め、同盟国・有志国間の 首脳・閣僚、事務レベルで、半導体に係るサプライチェーン協力枠組みの構築が進められている。

第7節 令和6年能登半島地震に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、（株）日本政策金融公庫における「令和6年能登半島地震特別貸付」を引き続き実施した。

③二重債務問題対策

令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、「能登半島地震復興支援ファンド」を引き続き運用。

④政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充（政策金融））

令和6年能登半島地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の金利の引下げを実施した（令和6能登半島地震型の2025年3月末時点の実績は、40件、1.8億円）。

2. 工場等の復旧の支援

(2) 仮施設整備支援事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業として実施）

令和6年能登半島地震により被害を受け、事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧へ相当期間着手できない状況にある中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮施設に必要な費用を助成し、技術面、運用面に関する助言を行った。

第5章 ものづくり分野に係る主な表彰等制度

①ものづくり日本大賞

我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知られるようにすることを目的に、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を表彰。

②日本スタートアップ大賞

次世代のロールモデルとなるような、社会的インパクトのある新事業を創出したスタートアップを表彰することにより、積極的な挑戦の重要性や起業家への評価を浸透させ、社会全体のチャレンジ精神の高揚を図ることを目的としている。本大賞は、2015年から実施の「日本ベンチャー大賞」を2022年から改称したもの。令和6年度は、内閣総理大臣賞と経済産業大臣賞を中心に、スタートアップ10社を表彰した。

③産業標準化事業表彰

世界で通用する標準化人材の育成に寄与し、我が国における産業標準及び適合性評価活動の促進、ひいては我が国産業に発展に資することを目的として、日本産業規格（JIS）や国際規格等の作成、普及・促進、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等に功績のあった個人及び組織、並びにこれらの活動において今後の更なる活躍が期待される個人を表彰。

④ロボット大賞

ロボット技術の開発と事業化を促進し、技術革新と用途拡大を加速させ、社会に役立つロボットに対する国民の認知度を高め、ロボットの需要を喚起することなどを目的に、将来の市場創出への貢献度や期待度が高いと考えられるロボット及びロボット応用システム並びにロボットに関連するビジネス・社会実装、要素技術、高度ICT基盤技術、研究開発及び人材育成を表彰。

⑤製品安全対策優良企業表彰

事業者の製品安全に関する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として、製品安全の確保に向け積極的に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等のうち、優れていると認められた企業・団体を表彰。

⑥知財功労賞

知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、同制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を実施。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称。令和6年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人5名と企業等14者を表彰。

⑦卓越した技能者の表彰制度

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させて技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として卓越した技能者を表彰。

⑧職業能力開発関係厚生労働大臣表彰

認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進、技能労働者の技能水準の向上や処遇・地位の向上並びに「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」の周知徹底を図ることを目的に、認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興関係の優良事業所、団体及び功労者を表彰。

⑨若年者ものづくり競技大会

職業能力開発施設、工業高等学校などにおいて技能を習得中の若年者（原則20歳以下）で、企業などに就職していない者を対象に、技能競技を通じ、こうした若年者に目標を与え、技能向上及び就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として、毎年夏頃に開催。その各競技職種の金賞受賞者に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑩技能五輪全国大会

国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の気運醸成を図ることを目的として、毎年秋頃開催。その各競技職種の花賞受賞者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑪障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的に、アビリンピックの愛称の下、全国障害者技能競技大会を実施。その金賞受賞者を表彰。

⑫技能グランプリ

技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図ること等を目的として、各都道府県から選抜（年齢制限はなし）された特に優れた技能を有する1級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会。各競技職種の金賞受賞者のうち、特に顕著な成績を収めた者に対して、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理大臣賞受賞者以外の金賞受賞者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑬職業能力開発論文コンクール

職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職業能力開発の推進と向上に資することを目的として、職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を表彰。

⑭職業訓練教材コンクール

職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを表彰。